

藤崎謙一家文書

(採訪時住所 茨城県行方郡麻生町)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	宝暦 5	1755	亥			11	水戸様御巡見太田下野守様御触書			縦帳	1		34
2	天保 7	1836	申				(御触・諸村石高・算法等写)			縦帳	1		07
3	1	天保 9	1838	戊戌		8	1 水府公献策 上	源斉昭		縦帳	1		10 1
3	2	天保 9	1838			9	19 水府公献策 下			縦帳	1		10 2
4		文化10	1847	未		3	16 (弥次右衛門吟味中欠落一件、落着につき請書写)	古屋熊蔵知行所 常州茨城郡竹原新田村 一一、一一、御領分 同州同郡竹原新田村 百姓代・源七、弥次右衛門与合 政次、長衛門、甚兵衛、長左衛門、他4名	御評定所	竖紙	1	本文書は文政10年3月16日の写	15
5		嘉永 6	1853	丑		6	9 (異国船渡来につき様子届等写)			横半	1		31
6		嘉永 6	1853	丑		6	被仰出御書付留	永井		横半	1		05
7		安政 5	1858	戌		6	21 長崎会所御改革二付伺 魯西垂人渡来拝礼伺			縦帳	1		27
8		万延 1	1860	庚申		4	27 水戸家士概訴			縦帳	1		12
9		文久 2	1862				勅書写 (勅書写ならびに誠義一味之士より差出候書付写)			縦帳	1		13

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
10	元治 1	1864	甲子			5	利御領内愚存之事（社会情勢・政策等意見）	小沼彦兵衛		縦帳	1		32
11	(近世)						桜田の大雪（桜田門外の変顔末書付）			縦帳	1		01
12	(近世)						元禄七戌 同十三辰 元文三年 宝暦八寅 日記写			縦帳	1		11
13	(近世)						(元文二年御定書他御触書等写)			仮綴	1		14
14	(幕末)						於 京都申立候書付 長州藩長井雅楽上書之写			縦帳	1		08
15	(幕末)						(幕末江戸開城期諸種触書等写)			縦帳	1		06
16	明治 5	1872	壬申			4	日記（4月1日～27日 戸長任命等政治向日記）	新治県貫属 三番組		綴帳	1		25
17	明治 5	1872					(馬車・人力車等諸税規則)			仮綴	1		09
18	明治 6	1873				4	(石神村明細取調べにつき書上ならびに年齢別人数覚)				(2)		22
18 1	明治 6	1873				4	(石神村明細取調べ書上扣)	右村副戸長 大盛哲造	中山新治県参事殿, 大木新治県権参事殿	綴帳	1	本史料の6丁・7丁の間に18-2が挟みこまれていた	22
18 2	明治 6	1873				4	(年齢別人数覚)			単票	1		22 1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
19	明治 7	1874			3		以書附奉願上候（地租改正郡村附属設立の事務方、副戸長畑豊美に仰付願）	小二区連印		仮綴	1	表紙に「戌三月廿八日差出扣」と朱書	21
20	明治 9	1876			4		多図美園社中議定書			縦帳	1		03
21	明治11	1878			1	1	信義舎規則			縦帳	1		04
22	明治17	1884			4	27	茨城県茶業取締規約 行方郡組合細則	行方郡潮来村取締委員 石田補、同郡石神村全 砂永鉄太郎	茨城県令人見寧殿	綴帳	1	戸長永井彦太郎の奥書	19
23	大正 4	1915			10	10	香澄村々是（地誌）			書籍	1	全139頁	02
24					9	18	（郷社・村社の祠官等任命のため、別紙雛形により区中神社書上ぐべき旨、通達ならびに雛形写）	新治県 庶務課御判	第三大区小二区 行方郡麻生村 外二十一ヶ村、戸長 副戸長 共	仮綴	1		20
25							元治元年甲子九月浪人 鹿島落略記（天狗党の乱関係）			縦帳	1		28
26							元治元年甲子八月十九日一件 京都より書状之写（天狗党の乱関係）	永井		縦帳	1		29
27							水戸殿御領分外罪御法覚書			縦帳	1		30
28							（生駒主計等諫書差出の儀につき処罰一件書類写）			縦帳	1		33
29							（旧士族現況調査につき答文）			仮綴	1		23

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
30							(十三岡園舎中規則草稿)			綴帳	1		24
31							町村会規則 (1~31条)			綴帳	1		26

解題 藤崎謙一家文書

史料の概要と特色

本史料は、1950年代の初め、水産庁の委託により財団法人時代の日本常民文化研究所（アチックミュージアム）が全国の漁村史料を調査収集した時のものである。これらの史料は宝暦5（1755）年～大正4（1915）年の間に作成されたもので、総点数37点の文書が36の袋に封入され保管されていた。現在は、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に所蔵されている。今回の整理の結果、神立村の文書4点が混入されていることが明らかとなり、茨城県関係文書（神立村）の方へ移動した。そのため最終的には33点、32袋となった（表1参照）。1951年7月19日付、藤崎謙一氏による寄贈受領証には、「31点寄贈」とあり、2点多くになっているが、これは整理の仕方によるもので実質的な増加はなかった。同家文書は、探訪当時のまま保管されていたと考えられる。

表1 藤崎謙一家文書 年代別文書点数

年代	袋	点数	計
近世	20	20	20
近代	12	13	13
神立村（近世 1669～1751）	★4	★4	★4
計	32	33	33

★印は「藤崎謙一家文書」に混入していた「茨城県関係文書（神立村史料）」

の数量を示している

なお、『漁業制度資料目録』9全国編VIには、「史料所在目録 茨城県未整理分」（168頁）として次のようなコメントが記されている。「所在地 行方郡麻生町、文書所有者 藤崎謙一、探訪年月日 1951年7月19日」とある。これらの文書は、茶箱の中に収納され整理番号（1～34）が付された茶封筒に入れ保管されていた。探訪時住所の麻生町は行方郡の中央に位置し、東は北浦、西は霞ヶ浦に臨む。南は牛堀町・潮来町、北は玉造町・北浦村に接した地方都市である。東西の

両湖岸沿いは豊かな水田地帯を形成し、古くから内水面漁場（淡水漁場）として有名な地区である。町の中央部は、畑と平地林が広がる標高 30m 前後の行方大地である。麻生地区は、郡の政治・経済・文化の中心地で官公署や学校が集中している。他の地区は農漁村であったが最近は鹿島臨海工業地帯のベッドタウンとして変貌しつつある。

明治 22（1889）年の町村制施行により麻生・粗毛（ほぼけ）・富田の 3 村が合併して麻生町が誕生した。さらに、昭和 30（1955）年、近隣の太田村・大和村・小高村と合併、平成 17（2005）年行方市となり、「麻生」は大字名となっている。

文書の所有者藤崎謙一氏はすでに故人となられたが、謙一氏夫人と郷土史家の植田敏雄氏（麻生町史編纂主幹）から、次のような貴重なお話を伺うことができた。藤崎氏は、戸籍上は「藤ヶ崎」氏であるとのこと、また、所蔵の史料はすべて、麻生藩永井家に伝えられた古文書であるということ。謙一氏の生母が永井家の出身で、藤ヶ崎家に嫁いだ後、夫早世につき、実家（永井家）の父の許で居住しそのまま今日に至ったというのが、「永井家文書」が藤ヶ崎家に伝わった所以ということである。現在のお住まいも謙一氏の母の実家・永井家（麻生藩武家屋敷）であるという。

江戸期における永井家は麻生藩士として代々、郡奉行、砲術師範、御蔵方などを務めた家である。また、麻生藩における教育に貢献した家でもあったことが『麻生町史』（511 頁～522 頁）に記されている。『麻生日記書抜』嘉永元年 9 月 28 日、月並講釈に関する記事には、幕末の儒者津久井鉄之助と肩を並べ、永井尚兵衛・伴鉄蔵・神田作十郎・百瀬東太郎の名が記されている。

明治 2（1869）年には、藩士教育の伝統をうけた精義館（学問所）が設立されているが、ここでは、後年麻生町長を二期（明治末～大正初年）務めた永井弓男が賞銀を授与されている。永井弓男は、麻生藩郡奉行永井彦次郎の子息である。永井家は明治の初めに戸長を務めた時期もあり地域に貢献した家である（目録番号 16、『茨城県史』市町村編Ⅲ）。

江戸期の麻生藩は、慶長 9（1604）年外様の新庄直頼が 3 万 300 石を与えられ麻生に立藩したのが始まりである。これ以後、十五代直敬まで 260 年余支配した。五代直矩が嗣子なく没したので、一旦は領地没収になったが（延宝 4 年）、同年に支族の新庄直時が 1 万石の大名に取り立てられ再興、これ以後その子孫が 1 万石の外様大名として廃藩まで存続した（『寛政重修諸家譜』）。1 万石になってからの麻生藩領地は、麻生を中心とする行方郡を主体に新治・茨城郡内に存在した。

明治 4 年、廃藩置県により旧藩領は、水戸県・松川県・石岡県・麻生県に、旧天領・旗本領は宮谷（みやざく）県となった。しかし、同年 11 月、県の統廃合によって新治県に統一された。また、明治 8 年には茨城県に統合されている。明治 11（1878）年、「郡区町村編成法」が制定され郡役所は麻生町に置かれ、これ

以後、麻生は明治新政府の地方行政を司る中心地となった。

当研究所が保管している藤崎謙一家文書 33 点は、大別すると公的文書が 28 点、その他が 5 点になる。さらに項目別に分類すると、村役場関係 8 点、藩政 20 点、経営 4 点、雑 1 点となる（表 2 参照）。

表 2 藤崎謙一家文書項目別一覧表

	点 数	項 目	点 数
公的文書	28	役場関係文書	8
		藩政関係文書	20
その他	5	経営	4
		雑	1
	33	計	33

1 公的文書

公的文書が 28 点保管されているが、その内訳は役場関係 8 点と藩政史料 20 点である。

(1) 役場文書

戸長役場に保管されていたと考えられる文書が 8 点確認される。

- ① (明治 5 年)「馬車・人力車等諸税規則」(目録番号 7)、② 明治 7 年 3 月「以書付奉願上候」(目録番号 19)、③ 明治 6 年 4 月「石神村明細取調につき書上並年齢別人数覚」(目録番号 18)、④ 明治 5 年 4 月「日記」(目録番号 16)、⑤ 無年号「町村會規則」(目録番号 31)、⑥ 無年号「旧士族現況調査に

つき答文」(目録番号 29)、⑦ 無年号「郷社・村社の祠官任命雛形並通達」(目録番号 24) などである。この種の史料が保管されていた事実は、永井家が、明治の初め頃、戸長役場と関係があったこと、戸長を拝命した家であったことによるものである。

明治 5 年 4 月「日記」(目録番号 16) と、明治 7 年 3 月「以書付奉願上候」(目録番号 19) からは、永井彦太郎が戸長、畑豊美が事務方副戸長を上申するなど、戸長役場が県(新治県)の指導によって成立していく様子が垣間見える。(明治 5 年)「馬車・人力車等諸税規則」(目録番号 17) は、写しであるが興味深い史料である。「今度僕卑馬車人力車駕籠乗馬遊船等、諸税被相定、国内一般施行被仰出候ニ付而者、各営門ニ於テ別紙ノ基準ヲ照準シ、明治 6 (1873) 年 1 月 6 日ヨリ収税之儀可取計事」とあり、明治 6 年に交通税が徴収されはじめたことが分かる。

また、「旧士族現況調査につき答文」(目録番号 29) は、控として残された文書の可能性が高い。年号などは記載されていないが、旧士族の現況調査が行われていたことを伝える貴重な史料である。その調査品目として、「無産士族中自活ヲナシ得ル者、極貧自活シ能ハザル者ノ數並ニ現況、将来授産ノ目的、士族ニシテ自ラ農工商ノ事業為メニ結社団結セル者ノ人員及其事業ノ種類盛衰ノ景況、士族ニシテ不動産ヲ所持スル者ノ人員並ニ地券代価総額」などがある。明治維新以後、職を失った旧武士を産業に就かせその生活を救済するための政策、士族授産の措置が明治 3 (1870) 年頃からとられているが、こういった政策推進のための現況調査が行われたのだろう。

(2) 藩政史料

水戸藩関係の史料 20 点が所蔵されている。

① 嘉永 6 年 6 月「被仰出御書付留」(目録番号 6)、② 天保 7 年「御触・諸村石高・算法等写」(目録番号 2)、③ 天保 9 年 8 月 1 日「水府公献策」上・下(目録番号 3)、④ 万延元年 4 月 27 日「三戸家士憤訴」(目録番号 8)、⑤ 安政 5 年 6 月 21 日「長崎会所御改革ニ付伺、露西亜人渡来拝礼伺」(目録番号 7)、⑥ 元治 1 年 9 月「元治元年九月浪人鹿島落略記(天狗党の乱)」(目録番号 25)、⑦ 嘉永 6 年 6 月 9 日「異国船渡来につき様子届等写」(目録番号 5)、⑧ 元治 1 年 5 月「利御領内愚存之事」(目録番号 10)、⑨ 宝暦 5 年「水戸様御巡見太田下野守様御触書」(目録番号 1)、無年号「於京都申立候書付長州藩長井雅楽上書之写」(目録番号 14)、無年号「水戸殿御領分外罪御法覚書」(目録番号 27)、文久 2 年「勅書写」(目録番号 9) などである。

前述したとおり、近世期の麻生は新庄氏領であった。1 万石で幕末に至った小藩である。この行方郡にはこの他に、水戸藩とその支藩の守山・宍戸・府中の三藩が存在し、その他、十八の旗本知行所が入り込んでいた。したがって、これらの史料は麻生藩家臣の家に伝わった文書ではあるが、水戸藩と関係ある

文書が多い。水戸の斎昭の献策（写）天保9年8月1日「水府公献策」上・下（目録番号3）2点が残されているが、書き写したのは永井家の人物であろうか。保存状態もよく注目される。

天保7年「御触・諸村石高・算法等写」（目録番号2）には、明和3年9月の「御領内村高之事」として、「麻生村 高千九百六十七石七斗四升、嶋並村 高七百六十四石一斗三升三合、小高村 高千四十七石三斗九升六合」など、領内28ヶ村の村高が記載されている。

また、御役所掛ケ札も書写されている。「定 一 公儀御制札之御条目厳密に可相守、若違犯之者有之者可行重科事、一 宗門改之儀、毎年無懈怠人別に遂吟味、帳面にしるし印形取之五人組を定置、あやしきもの無之様常々可申付事、一 道橋破損有之者加修造、往来之煩無之様に可仕事、附駄賃船賃相定之外不可取之事、一 海損之船有之時者、津之任定法急度可申付、勿論御城米其外地頭方之荷物商人船たりといふとも随分情を出し、早速助船を以所可合力之事、一 百姓訴訟之事有之は、不限何事口上書を以、名主・手代・代官段々ニ申上奉行可請裁許、若一因に徒党山野に集るにおいてハ、上を犯し大罪の至なり、縦道理の儀たり共、不能許容尤其頭取之輩をハ遂穿鑿可行死罪之事、一 博奕堅可停止之、其外不似合風俗あらハ改之、或者其所を追放し、あるいは親類に可預之事（略）、右条々堅相守若違背之族於有之者急度曲事可申付者也」など、村人が守るべき掟が記されている。この御役所掛ケ札（定）を読むことにより当時の村の状況を窺い知ることができる。

2 その他

（1） 経営

明治始め頃の旧士族によって作成され伝えられた史料4点である。

① 明治9年4月「多圖美園社中議定書」（目録番号20）、② 無年号「十三岡園舎中規則草稿」（目録番号30）、③ 明治17年4月27日「茨城県茶業取締規約 行方郡組合細則」（目録番号22）、④ 明治11年1月1日「信義舎規則」（目録番号27）などである。

小藩麻生藩は全国の他の諸藩と同様、多額の負債を抱えたまま藩解体の時を迎えた。解体するにあっては、旧武士階級は他所へ移住するか、近在の農村の内部に入るか、決断しなければならなかった。つまり、江戸期には支配者側にあった旧藩士が生産活動に従事し、自らの生活を維持していかなければならなくなったのである。上に示した4点は、廃藩置県後の麻生藩旧藩士が生活の糧を得るために模索し実行していった努力の残存記録とも言うべきものである。

また、明治 11 年 1 月 1 日「信義舎規則」（目録番号 27）も保管されている。これは後に旧藩士のみ組織である「同志会」成立の前提となったものと考えられているものである。当研究所に保管の「信義舎規則」は、下書きと推測されるが、欠落がなく全文残されている。1 頁目には「主義」として信義舎設立の目的が記されている。藩主新庄公が廃藩置県の制定によって藩知事の任を解かれ華族に列せられるに及び、旧藩士は職なくまた産もなく自活を余儀なくされ、産業に従事することになった。この「信義舎規則」はそうした事態を乗り切るため、毎月初の日曜日に会合して、会員出資の基金を利殖し衣食の不足を補填することを目的としていた。本舎は当分月番の宅を仮局とし、月番は舎員同一に勤め抽選で順序を定めるとしている。また、ここには、醸金方法として、醸金額（醸出金）を 1 株につき、一季（4 ケ月）1 円とし、醸金利倍法・借入金証・信義舎株券・舎用帳簿・約束などが細かく記載されている。「信義舎規則」は明治初年の旧藩士の動向を知る上で極めて貴重な史料であるといえよう。

さらに、「同志会」（明治 33 年改正会則）は、総理に旧藩主新庄氏を戴くもので初代会頭は三好琢磨（天保 10～大正 8 年没、藩家老、権大参事、弘農社長、郡農会長などを歴任）である。元来、生産活動には無関係であった武士階級が、麻生周辺に定住していく経緯については不明な部分も多いが史料はその一端を明示してくれる。その主たる方策の一つが新原地区の開拓入植であり、もう一つが行方全郡による弘農社の建設であった。また、明治 8 年頃からは茨城県主導による勸業政策が展開している。牧畜・養蚕・製茶などは県が普及をはかっていたもので、それが士族授産の目的と合致し、各地に開拓的大農場が建設されることになる。その一つが前述の弘農社の建設（行方台地）である。弘農社の経営は必ずしも順風萬帆ではなかったが、明治 25（1892）年までの収支報告では 1,182 円余の黒字を計上している。しかしその後、同 28 年 7 月まで 2 年分が 227 円余の赤字計上となり、同年 7 月 30 日弘農社は解散した。

当時、この地における主たる士族授産としては、茶業と養蚕業が挙げられる。当研究所には養蚕の史料は残されていないが、「茶」の史料が保管されている。そこで茶について少し検討してみよう。永井弓男（永井彦太郎子息）は前述の新原開拓地区で緑茶製造「不二見園」を開設しているがその後の経営の推移などは分かっていない。

この他に、明治 9 年 4 月「多圖美園社中議定書」（目録番号 20）が残されている。九条からなるこの議定書の記載によると、共同で出資し開墾して茶園を開くというものである。第一条では「社中九人ヲ限り入社ヲ免ササル事」とあり、この社中九人の氏名が記されている。小村欣四郎・亀田源蔵・永井弓男・稲垣徳尾・今井慎吾・植松繁吉・百瀬年亘・砂水農支也・新庄直陳の以上九人がそのメンバーであり、維新後におけるこの地域のリーダーであったと考えられる。その経営内容は、茶種の買い入れ、栽培から販売までを目指したものであった。この士族らによる茶園は新原開拓初期に行なわれた事業として注目される。また、前欠だが四条から二十二条までの条項が書き残されている「十三岡園舎中規則草稿」（目録番号 30）、および、明治 17 年 4 月 27 日「茨城県茶

業取締規約 行方郡組合細則」(目録番号 22)の規約も伝存する。一連の茶業関係史料から、行方郡地方では茶の栽培が盛んであったことが分かる。この史料では、宛名は茨城県令人見寧とあり、奥書には、「前書之通上申候ニ付奥書調印仕候也 戸長永井彦太郎」とある。

明治 11 (1878) 年以後は、政府も士族授産政策を重視し、大規模な国営開墾事業・起業基金の貸付などを行ったが、士族の事業は失敗に終わるものが多かった。しかし、地方産業発達の契機となって大きな役割を果たしたことは確かである。(『茨城県史』市町村編Ⅲ1981年)

(文責 鈴木江津子)